

平成22年10月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ホ)第567号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成21年(ワ)第11470号)

口頭弁論終結日 平成22年8月26日

判 決

[Redacted]

控 訴 人

[Redacted]

訴訟代理人弁護士

福 村 武 雄

同

神 野 直 弘

同

中 島 俊 明

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

被 控 訴 人

プロミス株式会社

代表者代表取締役

久 保 健

訴訟代理人弁護士

前 田 陽 司

同

黒 澤 幸 恵

同

小 路 健 太 郎

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、28万2807円及びうち28万0655円に対する平成21年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、主文2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

主文と同旨

2 被控訴人

本件控訴を棄却する。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、平成13年5月2日から同19年8月6日まで株式会社タンポート（平成14年4月1日に「株式会社ぶらっと」、平成17年6月13日に「株式会社クオークローン」、平成19年12月1日に「株式会社タンポート」とそれぞれ商号を変更し、現在の名称は、「株式会社クラヴィス」という。以下単に「タンポート」という。）から、同19年8月6日から同21年2月9日まで被控訴人から、それぞれ利息制限法の制限利率を超える約定利率で金員を借り入れ、それを返済していた控訴人が、被控訴人は、タンポートから控訴人に対する債権ないし契約上の地位の譲渡を受けたとして、上記各取引を一連計算して利息制限法の制限利率に引き直して計算すると、過払金が発生すると主張し、悪意の受益者である被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及び過払利息の合計28万2807円及びうち過払金28万0655円に対する取引終了後の日である平成21年4月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却した。控訴人は、これを不服として、上記判決を求めて控訴した。

2 前提となる事実

前提となる事実は、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「1 前提となる事実」に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

争点及び争点に関する当事者の主張は、「当審における当事者の主張」を次項に付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「2

争点」に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 当審における当事者双方の主張

(1) 控訴人の主張

ア 被控訴人は、本件業務提携契約により過払金返還債務を負担すること

（ア）契約上の地位の移転の合意が存すること

本件では、タンポートと被控訴人との間の本件業務提携契約（乙ロ4）5条2項によれば、被控訴人は、タンポートの控訴人に対する過払金返還債務をはじめとする一切の債務を控訴人に負担している。被控訴人がタンポートの一切の債務を負担するということは、タンポートと被控訴人との間で契約上の地位の移転の合意があったものである。

本件では、タンポートから被控訴人への債権移行のうち、タンポートからの借入債務につき、被控訴人からの借入れをもって完済する旨の切替契約（以下「切替契約」という。）に際して、控訴人には一度も現金が経由されておらず、被控訴人からタンポートに直接現金が振り込まれている。これは、タンポートへの借入債務が消滅し、同額の借入れ債務が被控訴人に生じたことになるのであり、貸主の地位がタンポートから被控訴人に移転したと全く同じ効果が生じていることになる。

しかも、控訴人は、被控訴人から、タンポートからの借入額と同額の49万1881円を借入れたことになっているが、借入債務の額と全く同額の金額を他の貸金業者から借り入れて、その借入債務を弁済することは、貸主の地位をそのまま移転していることにほかならない。

また、切替契約によって、控訴人とタンポートの紛争の窓口は、被控訴人となり、タンポートは、その紛争に関する窓口を担わなくなった。このように、被控訴人が債権が移転される前の紛争を引き受けることになったのは、タンポートが貸主としての地位を失い、被控訴人のみが貸主としての地位を有することになったことにほかならない。

したがって、被控訴人は、タンポートと被控訴人との間の契約上の地位の移転によって、過払金返還債務を負担することになった。

(イ) 本件併存的債務引受契約につき受益の意思表示が存在すること

仮に、本件業務提携契約が、第三者のためにする併存的債務引受契約であったとしても、控訴人の切替契約は、第三者のためにする契約の受益の意思表示に該当する。

本件業務提携契約書5条2項によれば、タンポートと被控訴人との間の併存的債務引受契約において、引受の対象となる債務は、タンポートの顧客で切替契約をした者に対してタンポートが負担する一切の債務であるとされているので、切替契約をすることは、併存的債務引受による利益を享受するために必要不可欠な行為である。

したがって、控訴人は、切替契約という併存的債務引受による利益を享受するために必要不可欠な行為をしているのであるから、平成19年8月6日の切替契約によって、黙示の受益の意思表示をしているものである。

また、控訴人が平成18年8月6日以降、被控訴人から借入れをしていたことも、黙示の受益の意思表示に当たるものである。

(ウ) 本件併存的債務引受契約につき受益の意思表示は不要であること

仮に、(イ)が認められないとしても、本件では、控訴人は、被控訴人から過払金債権の存在を示されてはおらず、受益の意思表示をする前提となる過払金発生的事实を認識していなかった以上、第三者の権利取得について受益の意思表示は要件とならない。

イ 被控訴人が過払金返還債務の消滅を主張することは権利の濫用であること

原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「2 争点」(2)で主張したとおりである。

(2) 被控訴人の主張

ア 本件業務提携契約に基づく債務引受条項は、第三者のための併存的債務引受契約であり、契約上の地位の移転の合意であるとはいえない。また、第三者のための契約である以上、第三者の権利取得について受益の意思表示が必要である。

イ 控訴人は、切替契約当時、タンポートの過払金返還債務の存在を認識しておらず、また、被控訴人が一旦行った本件併存的債務引受契約についても、これを取り消した平成20年12月15日までの間にその存在を認識していない。したがって、控訴人は、本件併存的債務引受契約に基づく権利を発生するための受益の意思表示を行うことは不可能であったものである。

ウ 被控訴人が過払金返還債務の消滅を主張することは権利の濫用であることは争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (被控訴人は、本件業務提携契約によりタンポートの過払金返還債務を負担するか) について

(1) 前提事実に加えて、証拠(甲B1ないし6, 甲9, 甲15, 乙ロ1, 2, 乙ロ3の1, 2, 乙ロ4, 5)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア タンポートは、資金業法3条所定の登録を受けて貸金業を営む貸金業者であり、同様に、上記登録を受けた貸金業者である被控訴人の100パーセント子会社である。

イ 被控訴人は、平成19年5月1日、「コスト構造改革への取り組みと新事業戦略の実施について」と題する、タンポート(当時は「株式会社クオークローン」)は、「金融事業縮小について」と題する各ニュースリリースを行った。その中で、タンポートは、新規貸付と既存会員へ追加貸付を

中止するとともに、保有する貸付金債権を債権内容別に被控訴人とグループ会社のパル債権回収株式会社に譲渡するが、債権譲渡に適さない一部の債権の管理回収業務は存続させる旨を公告した。

ウ 被控訴人とタンポートは、平成19年6月18日付けで被控訴人、タンポート及びサンライフ株式会社の3社間で締結された「プロミスグループ国内金融子会社再編における基本合意書」で定める債権移行のうち、被控訴人が取り扱う切替契約（本件業務提携契約において、「被控訴人とタンポートの顧客との間で締結される、被控訴人が取り扱う極度貸付基本契約を含む消費者向け無担保ローンに関する契約」と呼称されているもの、以下「切替契約」という。）におけるタンポートの媒介業務等に関し、本件業務提携契約を締結した。

エ 本件業務提携契約書（乙ロ4）には、①本件業務提携契約は、切替契約の実施に当たり、タンポートの顧客の利益の保護を図るとともに、切替契約に係る業務を潤滑に推進することを目的とする（第1条1項）、②被控訴人との間で切替契約を締結したタンポートの顧客に対して負担する利息返還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他タンポートが顧客に対して負担する一切の債務について、被控訴人及びタンポートが連帯してその責任を負うものとし、これにより生じた被控訴人とタンポートとの連帯債務における両者の負担部分は、被控訴人が0割、タンポートが10割とする（第5条2項、以下「本件債務引受条項」という。）、③被控訴人とタンポートは、顧客に対し、被控訴人と切替契約をした後のすべての紛争に関する申出窓口を被控訴人とする旨を口頭及び確認書への記載によって告知する（第5条3項）などが定められていた。

オ 控訴人は、平成13年5月2日から、タンポートとの間で継続的な金銭消費貸借取引を行っていたところ、タンポートの担当者から切替契約締結の勧誘を受け、平成19年8月6日、被控訴人の小山支店において、被控

訴人の担当者から「タンポートの取引を被控訴人がそのまま引き継ぎますから。」と説明を受けて、被控訴人との間で切替契約を締結し、上記担当者から指示されるまま、タンポートに対する債務が49万1881円であることを確認し、被控訴人が控訴人に代行して同額の金員をタンポートに振り込み、タンポートに対する契約書類等を破棄するように依頼する旨の残高確認書兼振込代行申込書を作成し、被控訴人に提出した。なお、上記残高確認書兼振込代行申込書には、「株式会社クオークローン/サンライフ株式会社における本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」と不動文字で記載されていた。

カ 被控訴人は、平成19年8月6日、被控訴人の小山支店において、控訴人との上記切替契約に基づき、控訴人に対し、49万1881円を貸し付け、控訴人に代行して、その全額をタンポートの返済にあてた。

キ 上記切替契約の直前において、控訴人とタンポートとの取引（別紙計算書1）につき、利息制限法に基づき引き直し計算をすると、過払金が8万1511円発生していた。

ク 被控訴人とタンポートは、平成20年12月15日に、本件業務提携契約に関し、同日以降、タンポートが切替契約の締結時までに顧客に対して負担していた利息返還債務等はタンポートのみが負担し、被控訴人は何ら責任を負わないこと、同日より前に被控訴人に申し出をした顧客との間の法律関係並びに当該顧客に関する被控訴人及びタンポートの間の法律関係については、本件業務提携契約の規定に従うこと等を内容とする本件変更契約（乙ロ5）を締結した。

ケ 控訴人は、本件変更契約締結後、被控訴人に対し、過払金返還請求をした。

なお、タンポートは、貸金業を廃業し、全国の支店を閉鎖して貸付業務

から撤退し、所有債権の多くは、債権譲渡等により存在しない（甲B6）。

- (2) 上記認定事実によれば、本件債務引受条項は、タンポートが顧客に対して負担する利息返還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務その他タンポートが顧客に対して負担する一切の債務について、被控訴人がタンポートと連帯して併存的に引受けることを約した、顧客を第三者とする第三者のための併存的債務引受契約と解するのが相当である。したがって、被控訴人は、本件債務引受条項に基づくタンポートの顧客に対する過払金返還債務等について、当該顧客の明示ないし黙示の受益の意思表示により、当該顧客に対して過払金返還債務を負担するものである。
- (3) そこで、本件において、控訴人の被控訴人に対する明示ないし黙示の受益の意思表示の有無について検討する。

上記認定事実によれば、被控訴人は、タンポートの顧客の利益を図ること等を目的として、タンポート等との間で、本件業務提携契約を締結し、取引開示や過払金等の支払を申し出た顧客との間の法律関係について、本件業務提携契約に従って処理することを合意し、その趣旨に沿って、タンポートの顧客である控訴人に対して、本件債務引受条項を含む本件業務提携契約を前提として切替契約の勧誘を行ない、控訴人は、これに応じて、被控訴人の指示に従い、上記残高確認書兼振込代行申込書を作成し、これに基づいて、被控訴人と切替契約を締結したものであって、本件債務引受条項を含む本件業務提携契約を前提とする切替契約に関連する被控訴人の説明を全面的に受け入れる対応をして切替契約を締結したことが認められる。

以上の経緯によれば、被控訴人がタンポートとの間で締結した本件業務提携契約は、タンポートの顧客の利益の保護を図るとともに、切替契約に係る業務を潤滑に推進することを目的にしたというのであるから、同契約の一条項である第三者のための契約としての性質を有する本件債務引受条項の解釈としては、タンポートの顧客が被控訴人との間の切替契約に全面的に応じ、

顧客としての利益を享受する旨の意思表示をした場合には、その意思表示には、当然に、上記第三者のための契約についての受益の意思表示を含むものと解するのが相当である。そして、控訴人は、上記認定のとおり、タンポートの顧客として、被控訴人への切替契約に応じ、被控訴人の提案に全面的に応じているのであるから、顧客としての利益を享受する意思を表示していることは明らかというべきである。そうであるとすれば、控訴人は、第三者のためにする契約としての本件債務引受条項について、民法537条所定の受益の意思表示をしたものと認めるのが相当である。

なお、控訴人は、切替契約当時、タンポートの過払金返還債務の存在を認識しておらず、また、被控訴人が一旦行った本件併存的債務引受契約についても、これを本件変更契約を締結することによって取り消した平成20年12月15日までの間に認識していないのであるから、控訴人が、本件併存的債務引受契約に基づく権利を発生するための受益の意思表示を行うことは不可能である旨主張する。

しかしながら、前記判示のとおり、被控訴人は、本件業務提携契約の趣旨に沿って、タンポートの顧客である控訴人に対して、本件債務引受条項を含む本件業務提携契約を前提として切替契約の勧誘を行ない、控訴人は、これに応じて、被控訴人の指示に従い、上記残高確認書兼振込代行申込書を作成し、これに基づいて、被控訴人と切替契約を締結したものであって、本件債務引受条項を含む本件業務提携契約を前提とする切替契約に関連する被控訴人の説明を全面的に受け入れる対応をして切替契約を締結したものであるから、本件業務提携契約が顧客の利益を図ることを目的にしてなされたものであることからすると、タンポートの過払金返還債務の存在や本件併存的債務引受契約の内容の詳細を承知していなかったとしても、民法537条所定の受益の意思表示をしたものであると認めるのが相当である。

したがって、被控訴人の上記主張は、採用できない。

- 以上によれば、被控訴人は、控訴人と切替契約を締結した平成19年8月6日の時点で、控訴人とタンポートとの間の継続的な金銭消費貸借取引から生じた過払金に係る不当利得返還債務及びこれに付帯して発生する民法704条前段に基づく利息債務について、併存的に債務を引き受けたものである。
- (4) また、本件債務引受条項は、上記のとおり法律効果を発生させるものであることに加え、本件業務提携契約は、タンポートの顧客の利益保護を目的としていること、控訴人とタンポートとの間の継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約は、同契約に基づく借入金債務につき利息制限法所定の制限利率を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、他の借入金債務が存在しなければ、これをその後に発生する新たな借入金債務に充当する合意を含むと解されること、控訴人が被控訴人と締結した切替契約は、同契約に基づく借入金債務につき利息制限法所定の制限利率を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、他の借入金債務が存在しなければ、これをその後に発生する新たな借入金債務に充当する合意を含むと解されることに照らすと、控訴人とタンポートとの間の切替契約は、控訴人とタンポートとの間の継続的な金銭消費貸借取引により発生した過払金及びその利息について、切替契約に基づき発生する新たな借入金債務に充当する合意を含むと解するのが相当である。
- (5) したがって、被控訴人は、控訴人とタンポートとの間の継続的な金銭消費貸借取引と控訴人と被控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引を一連の取引として、利息制限法所定の制限利率に引き直した計算による過払金返還債務を負担するものである。

2 悪意の受益者について

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至っ

たことについてやむを得ないといえる特段の事情がある時でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきであるところ、被控訴人は、上記特段の事情について何ら主張していないので、被控訴人は、民法704条の「悪意の受益者」であると推定される。

3 過払金及び利息の額について

前記判示に基づき、控訴人とタンポートとの間の継続的な金銭消費貸借取引と控訴人と被控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引を一連の取引として、利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると、別紙計算書1のとおり、平成21年4月6日当時、過払金28万0655円、同年2月9日までの未払利息2152円が発生していることが認められる。

したがって、被控訴人は、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及び過払利息の合計28万2807円及びうち過払金28万0655円に対する取引終了後の日である平成21年4月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息を支払う義務がある。

4 結論

よって、上記判示と結論を異にする原判決を取り消し、控訴人の請求は、理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 西 岡 清 一 郎

裁判官 滝 澤 雄 次

裁判官 脇 博 人

東京高等裁判所

借入年
借入月日
借入金額

2003 (西暦入力して下さい)
502 (月と日を選択した教値で入力して下さい)
200,000

初日利息不算入
1
損害金利率

5.9%

「1」を入力すると、次の借入金
相殺処理計算します。

借入年	借入月日	借入金額	借入日	返済金額	追加借入金	利率	年	日	利息金額	未払利息	残元金額	元利合計	過払金	遅延利息累計
1	2001	10000	601	10000		18	0	31	2,958	0	192,958	192,958	0	0
2	2001	10000	630	10000		18	0	29	2,759	0	185,717	185,717	0	0
3	2001	703	703		10000	18	0	3	274	274	185,717	195,961	0	0
4	2001	731	731			18	0	28	2,702	0	188,693	188,693	0	0
5	2001	803	803		5000	18	0	3	279	279	183,693	183,693	0	0
6	2001	901	901			18	0	29	2,770	0	180,742	180,742	0	0
7	2001	1001	1001		5000	18	0	30	2,821	0	188,563	188,563	0	0
8	2001	1102	1102		5000	18	0	32	2,975	0	188,538	188,538	0	0
9	2001	1120	1120		5000	18	0	18	1,855	0	233,193	233,193	0	0
10	2001	1122	1122		30000	18	0	2	229	229	233,193	233,422	0	0
11	2001	1125	1125		23000	18	0	3	389	618	288,193	288,811	0	0
12	2001	1203	1203		5000	18	0	8	1,129	818	282,940	282,940	0	0
13	2001	1213	1213		3000	18	0	10	1,395	1,395	285,940	287,335	0	0
14	2001	1231	1231		10000	18	0	16	2,538	2,231	282,873	282,873	0	0
15	2001	118	118		70000	18	0	18	2,231	2,231	352,873	355,104	0	0
16	2002	118	118		20000	18	0	2	340	2,579	372,873	375,452	0	0
17	2002	125	125		10000	18	0	7	1,297	3,868	382,873	384,739	0	0
18	2002	129	129		7886	18	0	4	755	0	477,494	477,494	0	0
19	2002	302	302			18	0	32	7,535	7,535	479,494	487,029	0	0
20	2002	307	307		22000	18	0	5	1,182	0	486,211	488,211	0	0
21	2002	408	408		22000	18	0	30	6,897	0	451,108	451,108	0	0
22	2002	507	507		20000	18	0	31	6,998	0	463,004	463,004	0	0
23	2002	607	607		20000	18	0	31	7,078	0	450,082	450,082	0	0
24	2002	609	609		8000	18	0	2	443	443	458,082	458,082	0	0
25	2002	708	708		20000	18	0	27	6,089	0	452,824	452,824	0	0
26	2002	806	806		14000	18	0	31	6,919	0	445,543	445,543	0	0
27	2002	806	806		20000	18	0	31	6,811	0	441,354	441,354	0	0
28	2002	1004	1004		20000	18	0	28	6,084	0	437,448	437,448	0	0
29	2002	1107	1107		12000	18	0	34	7,334	0	430,782	430,782	0	0
30	2002	1208	1208		20000	18	0	32	6,798	0	424,580	424,580	0	0
31	2003	107	107		20000	18	0	29	6,072	0	419,652	419,652	0	0
32	2003	208	208		20000	18	0	30	6,208	0	413,880	413,880	0	0
33	2003	315	315		20000	18	0	32	6,531	0	407,391	407,391	0	0
34	2003	415	415		15000	18	0	30	7,232	0	389,823	389,823	0	0
35	2003	508	508		20000	18	0	23	4,532	0	385,155	385,155	0	0
36	2003	607	607		20000	18	0	30	5,846	0	389,001	389,001	0	0
37	2003	708	708		20000	18	0	31	5,846	0	382,947	382,947	0	0
38	2003	807	807		20000	18	0	30	5,665	0	376,612	376,612	0	0
39	2003	808	808		20000	18	0	30	5,571	0	370,183	370,183	0	0
40	2003	1007	1007		20000	18	0	31	5,659	0	363,842	363,842	0	0
41	2003	1110	1110		20000	18	0	34	6,100	0	355,942	355,942	0	0
42	2004	1209	1209		20000	18	0	28	5,090	0	349,032	349,032	0	0
43	2004	114	114		15000	18	0	36	6,189	0	341,221	341,221	0	0
44	2004	209	209		20000	18	0	28	4,383	0	335,584	335,584	0	0
45	2004	307	307		20000	18	0	27	4,459	0	329,040	329,040	0	0
46	2004	405	405		20000	18	0	29	4,692	0	321,732	321,732	0	0

作成

確認

47	2004	511	20000	8000	18	0	38	5,686	313,428	313,428	0	0
48	2004	612	13000	8000	18	0	32	4,932	305,380	305,380	0	0
49	2004	707	20800	19000	18	0	25	3,754	289,114	289,114	0	0
50	2004	812	15000	10000	18	0	36	5,285	290,409	290,409	0	0
51	2004	908	20000	10900	18	0	25	3,570	283,979	283,979	0	0
52	2004	1008	20000	7000	18	0	32	4,469	275,448	275,448	0	0
53	2004	1108	20000	8000	18	0	31	4,199	267,847	267,847	0	0
54	2004	1208	23000	11000	18	0	30	3,948	268,595	268,595	0	0
55	2005	106	29000	8000	18	0	29	3,704	251,299	251,299	0	0
56	2005	210	16000	2000	18	0	35	4,337	241,638	241,638	0	0
57	2005	310	20000	9000	18	0	28	3,338	233,972	233,972	0	0
58	2005	405	28000	9000	18	0	26	2,990	225,971	225,971	0	0
59	2005	506	20000	8000	18	0	31	3,454	217,425	217,425	0	0
60	2005	610	20000	8000	18	0	35	3,752	207,177	207,177	0	0
61	2005	708	20000	10000	18	0	26	2,656	199,833	199,833	0	0
62	2005	806	22000	9000	18	0	31	3,054	189,887	189,887	0	0
63	2005	912	15000	8000	18	0	37	3,484	178,351	178,351	0	0
64	2005	1006	20000	14000	18	0	24	2,110	171,461	171,461	0	0
65	2005	1108	20000	7000	18	0	31	2,821	161,092	161,092	0	0
66	2005	1208	20000	8000	18	0	30	2,383	151,485	151,485	0	0
67	2006	111	15000	1900	18	0	38	2,889	140,154	140,154	0	0
68	2006	208	20000	9000	18	0	28	1,935	122,089	122,089	0	0
69	2006	219	20000	9000	18	0	11	682	131,068	131,068	0	0
70	2006	308	22000	12000	18	0	15	969	122,720	122,720	0	0
71	2006	408	20000	8000	18	0	33	1,937	110,717	110,717	0	0
72	2006	507	20000	9000	18	0	29	1,583	101,380	101,380	0	0
73	2006	605	20000	8000	18	0	29	1,448	90,748	90,748	0	0
74	2006	705	20000	8000	18	0	30	1,342	80,080	80,080	0	0
75	2006	806	21000	8000	18	0	32	1,283	68,353	68,353	0	0
76	2006	906	22000	10000	18	0	31	1,044	57,397	57,397	0	0
77	2006	1006	20000	8000	18	0	30	849	46,246	46,246	0	0
78	2006	1108	20000	6000	18	0	31	708	34,952	34,952	0	0
79	2006	1208	20000	7000	18	0	32	551	22,503	22,503	0	0
80	2007	109	20000	7000	18	0	32	355	9,858	9,858	0	0
81	2007	206	20000	9000	18	0	28	138	0	0	0	0
82	2007	305	20000	9000	18	0	27	0	0	0	0	0
83	2007	405	20000	8000	18	0	31	0	0	0	0	0
84	2007	510	20000	6000	18	0	35	0	0	0	0	0
85	2007	605	20000	9000	18	0	28	0	0	0	0	0
86	2007	705	20000	8000	18	0	30	0	0	0	0	0
87	2007	808	20000	8000	18	0	32	0	0	0	0	0
88	2007	807	20000	8000	18	0	1	0	0	0	0	0
89	2007	905	20000	9000	18	0	29	0	0	0	0	0
90	2007	915	20000	9000	18	0	10	0	0	0	0	0
91	2007	1005	20000	10000	18	0	20	0	0	0	0	0
92	2007	1105	20000	8000	18	0	31	0	0	0	0	0
93	2007	1205	20000	9000	18	0	30	0	0	0	0	0
94	2008	110	22900	10000	18	0	36	0	0	0	0	0
95	2008	206	20000	10000	18	0	27	0	0	0	0	0
96	2008	307	20000	10000	18	0	30	0	0	0	0	0
97	2008	310	20000	10000	18	0	3	0	0	0	0	0

作成 確認

アロミス 計算機

** 取引一覧表 **

作成日 21/03/02 13:33 ページ 1

4332 : 法務管理部

口座 : ██████████
 氏名 : ██████████ 様
 住所 : ██████████

平成19年 8月 6日 ~ 平成21年 2月 9日のお取引について、開示いたします。

契約日	契約金額	貸付日	貸付額	入金日	入金額	日数	延滞	取引	残高
H19/08/06	500,000							店頭	0
		H19/08/06	491,881					振込	491,881
		H19/08/07	8,000			1		ATM	499,881
				H19/09/05	20,000	29		ATM	490,372
		H19/09/15	9,000			10		ATM	499,372
				H19/10/05	20,000	20		ATM	489,795
		H19/10/05	10,000					ATM	499,795
				H19/11/05	20,000	31		ATM	490,640
		H19/11/05	9,000					ATM	499,640
				H19/12/05	20,000	30		ATM	490,132
		H19/12/05	9,000					ATM	499,132
				H20/01/10	22,000	36		ATM	489,710
		H20/01/10	10,000					ATM	499,710
				H20/02/06	20,000	27		ATM	489,154
		H20/02/06	10,000					ATM	499,154
				H20/03/07	20,000	30		ATM	489,636
		H20/03/10	10,000			3		ATM	499,636
				H20/04/07	20,000	28		ATM	490,456
		H20/04/07	9,000					ATM	499,456
				H20/05/05	20,000	28		ATM	489,245
		H20/05/10	10,000			5		ATM	499,245
				H20/06/06	20,000	27		ATM	490,392
		H20/06/06	9,000					ATM	499,392
				H20/07/05	20,000	29		ATM	489,529
		H20/07/07	10,000			2		ATM	499,529
				H20/08/06	20,000	30		ATM	490,704
		H20/08/06	9,000					ATM	499,704
				H20/09/07	22,000	32		ATM	488,897
		H20/09/07	11,000					ATM	499,897
				H20/10/05	15,000	28		ATM	494,694
		H20/10/05	5,000					ATM	499,694
				H20/11/06	16,000	32		ATM	494,887
		H20/11/06	5,000					ATM	499,887
				H20/12/09	15,000	33		ATM	496,434
		H20/12/09	3,000					ATM	499,434
				H21/01/08	16,000	30		ATM	493,922
		H21/01/08	6,000					ATM	499,922
				H21/02/09	20,000	32		ATM	491,120
		H21/02/09	8,000					ATM	499,120
								貸付合計	651,881
								入金合計	346,000

これは正本である。

平成22年10月28日

東京高等裁判所第14民事部

裁判所書記官 上 條 正 子

